

## 出来高予定額の割合及び支払限度額の考え方

当該業務の委託契約において、ごみ処理施設の建設工事の進捗予定に合わせて委託料を支払うとともに、部分払いの規定を設けることとする。なお、各会計年度における出来高予定額の割合及び支払限度額の考え方は、次のとおりとする。なお、発注者は、予算の都合による等必要があるときは、下記の割合を変更することができる。

### 1. 出来高予定額の割合

出来高予定額の割合は次のとおりとする。なお、令和5年度～令和8年度の出来高予定額について、十万円未満の端数を令和9年度の出来高予定額に加えるものとする。

令和4年度：	0.00%
令和5年度：	20.75%
令和6年度：	8.30%
令和7年度：	20.33%
令和8年度：	26.14%
令和9年度：	24.48%

### 2. 支払限度額の考え方

各会計年度の出来高予定額の10分の9